

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
を制定することについて

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定する。
よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月4日提出

開成町長 山 神 裕

提案理由

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行により「懲役」及び「禁錮刑」が「拘禁刑」として単一化されることに伴い、関係条例の一部を改正する必要性が生じたため、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定を提案いたします。

開成町条例第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(開成町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 開成町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和36年開成町条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(失職の例外) 第5条 任命権者は、 <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員のうち、その刑に係る罪を公務上自動車又は原動機付自転車等を運転中に過失により犯した者については、情状を考慮して特に必要と認めるときは、その職を失わないものとするができる。 2 (略)	(失職の例外) 第5条 任命権者は、 <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員のうち、その刑に係る罪を公務上自動車又は原動機付自転車等を運転中に過失により犯した者については、情状を考慮して特に必要と認めるときは、その職を失わないものとするができる。 2 (略)

(開成町表彰条例の一部改正)

第2条 開成町表彰条例(昭和38年開成町条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(特別待遇の廃止) 第7条の3 功労表彰を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、第6条第2項に規定する待遇を廃止する。 (1) (略) (2) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたとき。 (3) (略)	(特別待遇の廃止) 第7条の3 功労表彰を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、第6条第2項に規定する待遇を廃止する。 (1) (略) (2) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたとき。 (3) (略)

(開成町職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 開成町職員の給与に関する条例(昭和39年開成町条例第6号)の一部を次のよう

に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第 16 条 (略)</p> <p>第 16 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前 1 か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前 2 号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第 1 項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）でその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第 16 条の 3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 16 条 (略)</p> <p>第 16 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前 1 か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前 2 号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第 1 項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）でその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第 16 条の 3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限</p>

改正後	改正前
<p>り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。第 3 項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。第 3 項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>

(開成町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第 4 条 開成町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 39 年開成町条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第 6 条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第 6 条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(5) (略)</p>

(開成町消防団条例の一部改正)

第5条 開成町消防団条例(昭和59年開成町条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(欠格条項) 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)・(3) (略)	(欠格条項) 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)・(3) (略)

(開成町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第6条 開成町個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年開成町条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1・2 (略) (開成町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置) 3～5 (略) 6 次に掲げる者が、正当な理由がなく、この条例の施行前において旧条例第2条第2号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された同条第5号に規定する公文書(以下「旧公文書」という。)(旧個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成	附 則 1・2 (略) (開成町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置) 3～5 (略) 6 次に掲げる者が、正当な理由がなく、この条例の施行前において旧条例第2条第2号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された同条第5号に規定する公文書(以下「旧公文書」という。)(旧個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成

<p>したものに限る。その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>7 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧公文書に記録された旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>8～10 (略)</p>	<p>したものに限る。その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>7 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧公文書に記録された旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>8～10 (略)</p>
--	--

(開成町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第7条 開成町情報公開・個人情報保護審査会条例(令和4年開成町条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(罰則)</p> <p>第18条 第6条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(罰則)</p> <p>第18条 第6条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- この条例は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例に

よることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

5 禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。